

三保松原白砂青松保全技術会議 最終報告書

靈峰富士を望む白砂青松の美しい海岸を将来に引き継ぐための
提言と対策



平成27年3月

三保松原白砂青松保全技術会議

静岡県知事 川勝 平太 殿

平成27年3月24日

三保松原白砂青松保全技術会議

三保松原の海岸における景観の改善に向けた提言書

三保松原は、日本三大松原のひとつにも数えられ、数多くの和歌や浮世絵をはじめとする絵画の題材となるなど芸術の源泉として名高く、大正11年3月には名勝に指定され、平成25年6月には世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産として世界遺産一覧表に記載された。その美しい砂浜は、安倍川からの土砂供給の減少を要因とする海岸侵食により消失の危機に瀕したことから、砂浜を保全し、かつ三保松原にふさわしい景観を残すために「ヘッドランド工法」や「養浜」等による対策が実施され、砂浜背後の人命財産が守られてきた。

しかし、世界文化遺産の登録過程において、砂浜を保全するために設置した消波ブロックの存在が審美的観点において望ましくないとの指摘を受けた。我々はこれを重く受け止め、世界文化遺産の構成資産にふさわしい景観への改善を目指さなければならない。

三保松原が持つ世界文化遺産の構成資産としての顕著な普遍的価値は、白砂青松の海浜と富士山が一体となった景観にあることを踏まえ、基本理念を「『背後地の防護』と『芸術の源泉にふさわしい景観』の両立」とし、以下の5項目に基づいて景観の改善を進めるべきである。

1. 将来、構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を実現するため、常に土砂供給の連続性を確保するよう努める。
2. 砂浜が自然回復するまでの間、景観上配慮した最小限の施設により、砂浜を保全する。
 - (1) 短期対策として、1号、2号消波堤をL型突堤に置き換える。
 - (2) 上記対策の効果を検証した上で、中期対策として、3号、4号消波堤をL型突堤に置き換える。
3. モニタリングにより海浜変化等を常に把握し、順応的に対策を見直す。
4. 目指す海岸の姿を実現するため、関係者・関係機関との連携を進める。
5. 世界文化遺産と名勝及びその周辺部を一体として捉え、三保松原の文化的な価値の維持・向上に努める。

これらのうち、第一に取り組む項目は「最小限の施設(L型突堤)による砂浜保全」であり、以下の方針により進められるべきである。

1. L型突堤は、1号、2号消波堤の北側にそれぞれ1基ずつ設置することとし、既設1号消波堤側(南側)から着手する。
2. L型突堤の規模は既設のL型突堤と同程度とし、形式は横堤部に「有脚式(透過構造)」、縦堤部に「被覆ブロック式(不透過構造)」を採用することを基本とする。
3. 短期対策を行う区間への養浜は年5万m³を基本とし、景観への

影響を軽減するとともに人工構造物の視認性が低下するよう工夫する。

4. L型突堤の配置や構造、養浜量及び養浜位置等については、モニタリング結果を踏まえ順応的に見直すものとする。

海岸侵食が進み、厳しい海象条件を有する三保松原における景観の改善を高度な技術力で達成するというこの取組が、新たな海岸づくりの姿「三保モデル」として、国内外の模範となることを期待する。

また、三保松原の価値の維持・向上は、海岸部の景観の改善に加え、松林及びその生態系の保全、道路や関連施設を含めた周辺地域の良好な景観形成等が一体的に行われることにより達成し得るものである。関係者の連携により、これらの取組が確実に進められるよう要請する。

目次

I.	はじめに	1
II.	三保松原の海岸における現状認識とこれまでの取組	
1.	海岸と土砂供給	3
2.	海岸防護の必要性	4
III.	海岸保全と景観の保護を両立するために	
1.	基本理念	6
2.	対応方針	7
(1)	目指すべき姿（長期対策）	7
(2)	砂浜が回復するまでの措置（短期・中期対策）	7
(3)	モニタリングと順応的な対応	9
(4)	三保松原に関わる機関の連携	10
(5)	文化財（名勝）全体としての価値向上への寄与	11

IV. 短期対策の具体的な取組

1. 対策の検討	13
(1) 基本的な方針	13
(2) 検討の内容	13
(3) 検討結果	13
2. 短期対策	16
(1) L型突堤	16
(2) 養浜	17
(3) モニタリング	18
3. 今後の課題	19
4. 実効性の確保	20
(1) 取組の推進体制の確保	20
(2) 関係機関、関連計画との連携	20
V. おわりに	22

I. はじめに

- ・ 三保松原は、日本三大松原のひとつにも数えられ、美しい砂浜と背後の松林が織り成す白砂青松の海岸は、靈峰富士を望む日本の象徴的な景観として国内外に知られている。
- ・ また、万葉集に登場して以降、数多くの和歌や浮世絵、絵画の題材となっているほか、羽衣伝説を題材として、謡曲「羽衣」の舞台にもなるなど、芸術の源泉となる景観として、その名は広く知られてきた。
- ・ このような三保松原の高い観賞上の価値に基づき、大正 11 年（1922 年）3 月 8 日には国の名勝に指定され、世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の顕著な普遍的価値を表す構成資産のひとつとして、平成 25 年（2013 年）6 月には世界遺産一覧表に記載された。
- ・ その美しい砂浜は、安倍川における砂利採取などを要因とする海岸侵食により消失の危機に瀕したことから、砂浜を保全し、かつ三保松原にふさわしい景観を残すために「ヘッドランド工法」や「養浜」等による対策が実施され、今日まで砂浜背後の人命財産が守られてきた。
- ・ しかし、世界文化資産の登録過程において、砂浜の保全に大きな役割

を果たしてきた消波ブロックの存在が審美的観点において望ましく

ないとの指摘を受けたことは、重く受け止めなければならない。

- ・海岸侵食の勢いはいまだ衰えておらず、地球温暖化による海面上昇や切迫性が叫ばれる大津波など、海岸部における災害防止の必要性が増大している一方で、海岸から富士山を望む景観上の価値をこれまで以上に高め、後世に残していくことが求められている。



「審美的観点から望ましくない」とされた消波堤（平成 25 年 12 月撮影）

II. 三保松原の海岸における現状とこれまでの取組

1. 海岸と土砂供給

- ・ 三保松原が位置する三保半島は、過酷な波浪・潮流に晒される厳しい海象条件下において、安倍川からの豊富な土砂供給により形成された典型的な砂嘴地形であり、土砂が安定的に供給され続けることにより砂浜が維持されてきた。
- ・ 昭和 30 年代（1950 年代）に、安倍川において大規模な砂利採取が行われ、海岸への土砂供給が減ったことにより、安倍川河口から三保松原に向かって海岸侵食が拡大していった。
- ・ その後、昭和 43 年（1968 年）から砂利採取を制限した結果、これに呼応するように、安倍川の河口から北東側に向かって徐々に砂浜が蘇りつつある。
- ・ さらに、平成 12 年（2000 年）からは、安倍川に堆積した土砂を海岸侵食が進む箇所に運搬し砂浜の回復を促進させる、「サンドバイパス」という新たな枠組みも構築されている。
- ・ 平成 25 年（2013 年）には、大谷崩れなど安倍川源流部から三保半島

に至る流砂系における、防災と土砂移動の連続性確保の両立を目指した「安倍川総合土砂管理計画」が策定され、山地、河川、海岸の各管理者が連携した取組が開始された。

2. 海岸防護の必要性

- ・三保松原の前面は、海底勾配が1/5～1/10と我が国でも屈指の急深な海岸であり、外洋から直接進入した波が、その威力を保ったまま砂浜に押し寄せるという駿河湾特有の厳しい海象条件に晒されている。
- ・昭和50年代（1970年代）の静岡海岸では、砂浜が消失し高波が直接堤防にぶつかることにより、毎年のように背後の国道もろとも流失する事態に陥った。そのため、海岸線に消波ブロックを設置し海岸の保全を図ってきたが、その景観は無機質なものに変わっていった。
- ・昭和60年代（1980年代）には更に海岸侵食が進行し、このままでは三保松原も失われかねないという事態に陥った。このため三保松原の海岸においては、名勝にふさわしい景観を保全するために、施設整備を最小限とする「ヘッドランド工法」や「養浜」等による対策が実施され、今まで砂浜背後の人命・財産が守られてきた。

- ・「ヘッドランド工法」は人工的な岬を設け、その間にポケットビーチなどにみられる安定した海浜を形成するという考え方に基づくもので、施設の設置間隔を広げることが可能となり、景観の保護、海岸の利用、沿岸における漁業活動等の観点からも優れた対策である。
- ・また、羽衣の松より北側の区間は、特に急深な海岸であることから、侵食直前の汀線付近に必要最小限の消波堤を整備している。
- ・これら施設整備と併せて「養浜」を実施することにより砂浜の安定化を図っており、これまでの総養浜量は約 100 万 m^3 に上る。



ヘッドランドで守られる三保半島（平成 25 年 12 月撮影）

III. 海岸保全と景観の保護を両立するために

1. 基本理念

- ・世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産としての顕著な普遍的価値、名勝としての観賞上の価値は、白砂青松の海岸と富士山が一体となった「芸術の源泉」にふさわしい風致景観にある。
- ・また、背後の人命や財産を守るため、高波浪による背後地への浸水を防止するとともに、想定される津波に対しても一定の防護水準を確保することが重要である。
- ・さらに、世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産である松原などが、想定を越えるような波浪・津波によって壊滅的な被害を受けないよう備えなければならない。
- ・以上を踏まえ、今後の海岸整備の基本理念を「『背後地の防護』と『芸術の源泉にふさわしい景観』の両立」とし、現在の防護水準を確保するとともに、絵画などに描かれたかつての景観を回復することを目指すこととする。

2. 対応方針

(1) 目指すべき姿（長期対策）

- ・ 安倍川などから供給される土砂のみによって砂浜が維持され、人工構造物のなかつた侵食前の姿に回復させることを長期対策の目標とする。
- ・ そのためには、静岡海岸側から進みつつある砂浜の回復域が、できるだけ早く三保松原の海岸に到達するよう、必要な対策を関係機関と連携して取り組むことが重要である。
- ・ 平成 25 年（2013 年）に策定された「安倍川総合土砂管理計画」に基づき、土砂生産地である山と土砂を流送する河川、さらには海岸をひとつつの流砂系として捉え、それらの一体的な土砂管理に努めなければならない。

(2) 砂浜が回復するまでの措置（短期・中期対策）

- ・ 安倍川からの土砂供給のみで砂浜が維持されていた侵食前の姿を目指すが、それには 30 年から 50 年を要するものと予測されている。
- ・ そのため、砂浜が回復するまでの間、景観上の問題が指摘されている

消波堤をL型突堤に置き換えることが妥当である。

- ・ L型突堤は、防護に必要な砂浜の幅を確保しつつ、施設の高さを消波堤の3分の1程度に押さえることが可能であり、適切な養浜と組合せることで、海岸線の眺望を改善することが期待できる。
- ・ 三保松原の海岸は、現時点においては土砂供給が十分ではなく砂浜の保全が難しい状況にあることから、まずは、景観改善の対象とする消波堤4基のうち、羽衣の松に近く景観的な影響が大きい2基を段階的にL型突堤へと置き換え、景観への影響や防護性能を確認した上で、残りの2基の整備を行うべきである。
- ・ なお、L型突堤の位置や構造、色合いや表面処理などの景観に対する配慮事項及び組み合わせで実施する養浜の量などについて詳細な検討を行い、対策の最適化を図ることとする。
- ・ 詳細な検討に当たっては、新技術の採用や、既存の手法にとらわれない柔軟な発想により、突堤の三保松原への適応性を極力高めるよう配慮する。
- ・ 海岸侵食が進み、厳しい海象条件を有する三保松原における景観の改善と防護の両立を高度な技術力で達成するというこの取組は、新たな

海岸づくりのモデルとなり得るものであり、積極的に国内外に情報発信すべきである。

(3) モニタリングと順応的な対応

- ・ 砂浜が回復するまでの短期・中期的対策は、15年という比較的短期間の測量・波浪データと現時点における最新の知見により将来を予測し、これに基づいて決定したものである。したがって、厳しい海象条件等を考慮すると、将来予測と実際の地形変化が完全に一致することは考えにくい。
- ・ また、地球規模の気候変動や台風の大型化など、海岸を取り巻く気象環境の予測は不確実性を増している。
- ・ そのため、定期的な監視体制を整備し、将来予測との乖離についてモニタリングを継続し、必要に応じて対策の修正を行うなど、順応的に対応することが重要である。
- ・ 一方、ユネスコ世界遺産委員会からは、景観の神聖さ及び美しさを維持するための経過観察指標を強化するよう勧告されており、モニタリングにはその観点も含まれなければならない。

- ・モニタリングの方法・指標については、富士山への景観の保護、三保松原の景観の維持・改善を前提としつつ、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の「信仰の対象」、「芸術の源泉」の2つの観点から具体的に定めることが必要である。

(4) 三保松原に関わる機関の連携

- ・「安倍川総合土砂管理計画」に基づく一体的な土砂管理は、山地・河川・海岸のそれぞれの管理者が問題意識を共有し、対策に努めなければならない。
- ・特に、短期・中期的に砂浜を保全する上で重要な「養浜」については、様々な関係機関の協力により必要な量を間断なく確保することが求められる。
- ・また、これらの取組を長期的に持続するため、海岸の特性や、海岸侵食及び対策の経過といった情報を積極的に発信し、市民や関係者の理解を得るよう努める必要がある。
- ・海岸防護はもとより、景観の改善の観点からも、海岸保全施設に代表されるハード整備と、松原の保全、背後の土地利用といったまちづくり

りが一体となった取組が不可欠である。

- ・そのため、関係する機関、団体、住民などが情報を共有しながら、適切な役割分担のもとに三保松原の海岸防護及び景観の改善に向けた効果的な取組を進めることが重要である。

(5) 文化財（名勝）全体としての価値向上への寄与

- ・三保松原の風致景観が持つ観賞上の価値は、海と砂浜だけで構成されるものではなく、松林や神社など、背後の様々な要素との組み合わせにより構成されている。
- ・特に、長大なマツの樹叢が健全な状態で維持され、いわゆる「青松」と称される松原は、海岸の風致景観の形成上、極めて重要な意味を持つ。
- ・しかし、豊かであった松林は、松くい虫などによる松枯れ被害が進行するなど、海岸周辺部においても解決すべき課題は多い。
- ・そのため、世界文化遺産の区域及び名勝の指定地のみならず、その周辺環境を含め、保存管理計画の下に関係者が一体となって「松原の保全」、「道路や関連施設など周辺地域の良好な景観形成」、「来訪者対応」

及び「適切な情報提供」等の諸施策を実施し、風致景観が持つ観賞上の価値の維持・向上に取り組むことが望まれる。

IV. 短期対策の具体的な取組

1. 対策の検討

(1) 基本的な方針

- ・ 基本理念である「『背後地の防護』と『芸術の源泉にふさわしい景観』の両立」を目指し、安倍川からの土砂供給のみで砂浜が維持される本来の海岸の姿に戻るまでの間、景観上の問題が指摘された4基の消波堤に替えてL型突堤と養浜により砂浜を保全する。
- ・ このうち、景観形成上重要な視点場である、羽衣の松付近から富士山を望む場合に影響の大きい1号、2号消波堤を含む区間を「短期対策区間」と位置付け、具体的な対策を検討した。

(2) 検討内容

- ・ L型突堤と養浜の配置や規模について、高波が堤防を乗り越えることを防ぎ、松林や背後地を保全するために必要な砂浜幅の確保、施設の見え方や汀線形状、施工の確実性といった観点で検証し、最適化を図った。

- ・検証に当たっては、対策後の海浜地形の変化が重要であることから、海浜変形シミュレーションによって将来予測を行い、必要な砂浜幅を確保できる組合せを抽出した上で、防護、景観の観点から多面的な検討を加え、最適工法を選定した。
- ・防護に関しては、より高い確実性を追求するため、海浜変形シミュレーションや模型実験等により、台風襲来等の悪条件下における短期的な海浜変形予測や過去の被災経緯を考慮するとともに、厳しい海象条件、地形条件に耐え得る施設の安定性等について検証した。
- ・景観に関しては、主要視点場におけるフォトモンタージュや、1/200、1/1000 スケールの模型を作成し、砂浜の形状や構造物、養浜盛土の見え方などを検証した。
- ・また、新たな施設の設置により周辺環境の変化が想定されることから、地域住民の皆様や漁協等の関係者と「清水海岸侵食対策検討委員会」等を通じ意見交換を実施し、その意見を工法の選定に反映した。

(3) 検討結果

- ・L型突堤の配置については、既設の消波堤2基をL型突堤2基に置き

換える「2基案」、1基に置き換える「1基案」のいずれも防護上必要な水準を満たすが、「2基案」の方が、砂浜の早期回復が見込まれ、悪条件下での防護の確実性に優れることが確認された。

- ・また、景観面に関しては「2基案」、「1基案」ともL型突堤の視認性は低く、大きな効果が期待できる結果となり、両者間に大きな違い差は確認されなかった。
- ・養浜は、前面に防潮堤がない松林の安全性向上、人工構造物の視認性低減等の観点から、羽衣の松に近い場所にも配分するのが適当であるとの結論に至った。
- ・これらの検討結果を踏まえ、以下のとおり短期対策を決定した。

【用語の定義】

「対策区間」 短期対策区間である既設L型突堤と3号消波堤の間
(1号消波堤、2号消波堤)

「上手・下手」 安倍川から三保に移動する砂の流れを河川に見立てた場合の上流側（安倍川側）が上手、下流側（三保側）が下手

「1号L型突堤」 1号消波堤付近に新設するL型突堤

「2号L型突堤」 2号消波堤付近に新設するL型突堤

「既設L型突堤」 既に1号消波堤の上手に設置されているL型突堤

2. 短期対策

(1) L型突堤

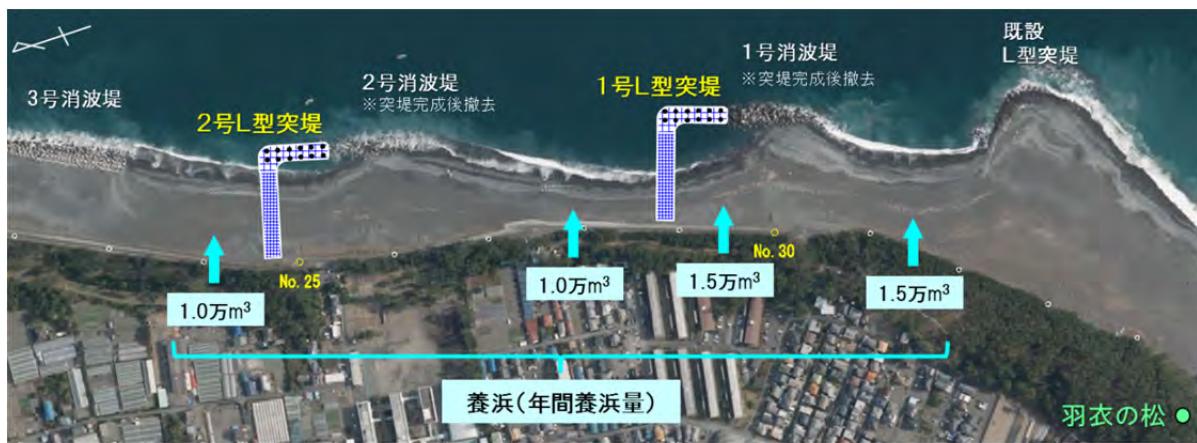
- ・ L型突堤は、現在の1号消波堤、2号消波堤の下手側隣接箇所にそれぞれ新設する。
- ・ 施工は、侵食傾向が著しい箇所への対応、景観改善効果の早期発現を考慮し、「1号L型突堤」を先行して実施する。
- ・ 「2号L型突堤」の整備については、「1号L型突堤」の設置効果等をモニタリングし、防護と景観の両立に必要な砂浜幅を確保することが可能と判断される場合には、設置位置をさらに下手に移すことや、設置の必要性そのものを含め、改めて検討する。
- ・ L型突堤の沖側設置位置は、侵食前にあたる平成10年頃(1998年頃)の汀線付近とする。
- ・ L型突堤の横堤部は、急深な海底地形による強い波浪や地形変動に晒されることから、基礎を地中に設置することで高い安定性を有し、かつ一定の堆砂性能が期待できる「有脚式(透過構造)」を採用する。
- ・ L型突堤の縦堤部には、既設L型突堤にも採用され、堆砂性能や砂浜との一体感、地形変化への追従性等が確認されている「被覆ブロック

式（不透過構造）」を採用する。

- ・上手側に十分な堆砂域を形成するため、L型突堤の天端高及び横堤長は既設L型突堤と同規模とする。

（2）養浜

- ・対策区間への養浜量は年間あたり5万m³以上を基本とし、養浜材には、安定的な供給が期待でき、現地材料との景観・環境的な一体性や経済性に優れる、三保半島先端部の堆積土砂を活用する。
- ・対策区間内における養浜位置は、既設L型突堤と1号L型突堤の間に3万m³、1号L型突堤と2号L型突堤の間、2号L型突堤と3号消波堤の間にそれぞれ1万m³ずつを基本とし、海浜変形の状況に応じて順応的に位置・数量を決定する。
- ・また、養浜材の採取が大規模で長期間にわたることから、周辺の砂浜に及ぼす影響を監視し、必要に応じて採取方法を見直す。
- ・養浜の盛土形状は、景観への影響軽減とともに、人工構造物の視認性低減効果を考慮し、盛土の高さや勾配などを工夫する。



※突堤の形状は、今後の検討により詳細を決定する。

※2号突堤の配置等については、1号突堤設置後のモニタリング結果を踏まえ、再度検証することもある。

※養浜の配分は目安であり、砂浜の状況に応じて変更する。

L型突堤の配置・規模と養浜配分

(3) モニタリング

- 短期対策は、実際の海浜変形等に応じて柔軟に計画を見直すことを前提としていることから、現状分析と課題整理に基づいて継続的に計画を改善する「P D C A サイクル*」が機能するよう、適切なモニタリング計画の策定とその検証体制の確立が必要である。
- モニタリングは、基本理念の達成に向けた経過を確認できるよう適切に行うものとする。
- モニタリングの内容については、防護の観点から「砂浜幅」や「海浜・海底地形」、景観としては「施設の見え方」や「汀線形状」などの項目及び実施手法を設定するとともに、利用・環境面への影響及び施設自体の安全性についても確認できるよう配慮する。

* P D C A サイクル：

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）というステップを繰り返しながら継続的に事業の改善を図っていく仕組み

3. 今後の課題

- ・ 今回の検討は、対策の方向性を決定するために行ったものであり、実際にそれらを進めるに当たっては次の項目について更なる検討が必要である。
 - ・ L型突堤の構造については、様々な外力条件に対する高い安定度を有し、世界文化遺産・名勝にふさわしい風致景観や公衆の海浜利用を高いレベルで調和させるために、詳細な検討が必要である。
 - ・ 特に横堤部に採用する「有脚式（透過構造）」については、これまでに、堆砂を目的とする「突堤」と組み合わせて施工した事例がなく、堆砂性能の更なる向上や、堆砂時の安定性・安全性確保など、技術的に多くの検討課題を残していることから、施工実績を有する民間事業者の技術力を活用するなどの手法により、その解決に努めなければならない。
 - ・ 養浜は、海浜状況に応じた順応的な対応を可能とする有効な工法であ

ることから、不測の事態に際しても確実に養浜材が確保できるよう、複数の調達方法を検討しておく必要がある。

4. 実効性の確保

(1) 取組の推進体制の確立

- ・モニタリング結果の評価と、その結果を踏まえた順応的な計画の見直し（P D C A サイクル）については、高い専門性と技術的な知見が不可欠となることから、学識経験者等で構成される「(仮称) 三保松原景観改善技術フォローアップ会議」を設立し、モニタリング結果の検証や本技術会議で残された技術的な課題の解決に向けた検討を行う。
- ・対策の進捗状況、モニタリング結果や検証の過程について、原則として公開する。

(2) 関係機関、関連計画との連携

- ・「清水海岸侵食対策検討委員会」や「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」等の関連組織とモニタリングに関する情報を相互に共有するとともに、連携して課題の解決にあたる。

- ・計画を見直す際には、「世界文化遺産富士山－信仰の対象と芸術の源泉包括的保存管理計画」、「名勝三保松原保存活用計画」等を所管する関係機関と連携し、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値及び名勝としての観賞上の価値を守り、向上させるものとなっているか確認する。

V. おわりに

- ・ 天女が舞い降りたと伝えられる三保松原は、元来人間の営みとともに形成されたものであるが、その急激な変化によって侵食の危機に瀕し、結果的に類稀なる風致景観を大きく損なうこととなった。
- ・ その一方で、土砂管理を中心とする取組により、これまで砂浜と背後に広がる松林を守り続けるとともに、砂浜の回復に向けた歩みが着実に進められてきたことは評価されるべきである。
- ・ 世界文化遺産への登録は、三保松原が持つ価値を改めて認識する機会をもたらすと同時に、過去の反省と蓄積した経験に基づき新たな海岸づくりに向けた一歩を踏み出す大きな転換点ともなった。
- ・ しかし、今回の技術会議における検討は、施策を開始する上でのスタートラインに立つためのものであり、三保松原の価値の維持・向上に向けた取組の真価が問われるるのは、これからである。
- ・ また、本技術会議では、主として海岸部の防護及び景観を議論の対象としてきたが、その過程においては松林と砂浜との関連、背後の土地利用を含めた防護の在り方の見直しにまで広く議論が及んだ。
- ・ 将来的に、今回の技術会議で扱った時間的・空間的な範囲を一步広げ、より長期的かつ広域的な視点で三保松原の在り方を考え、先人

から引き継いだ美しい三保松原の風致景観の価値を維持・再生させ
るのみならず、その芸術的な価値をより一層確実なものとして後世
に伝えられるよう期待する。

- 本提言が目指すべき海岸の実現に向けて関わる全ての人々の模範に
なるとともに、本提言の実現により、靈峰富士を望む白砂青松の美
しい海岸が、将来にわたり引き継がれていくことを願う。



三保松原のイメージ（「三保松原の松林保全技術会議」の提言書より）

三保松原白砂青松保全技術会議 委員名簿

(敬称略：五十音順)

○ 座長

こんどう せいいち

近藤 誠一

前文化庁長官

○ 副座長

なんば たかし

難波 喬司

国土交通省大臣官房技術総括審議官 [～第2回]

静岡県副知事、京都大学客員教授 [第3回～]

○ 委員

いがらし むねひろ

五十嵐 崇博

国土交通省中部地方整備局河川部長 [～第2回]

うだ たかあき

宇多 高明

日本大学客員教授

おかだ ともひで

岡田 智秀

日本大学理工学部教授

さとう しんじ

佐藤 慎司

東京大学工学系研究科社会基盤学専攻教授

しのはら おさむ

篠原 修

東京大学名誉教授

すぎもと たかしげ

杉本 隆成

東京大学名誉教授

せた まさのり

勢田 昌功

国土交通省中部地方整備局河川部長 [第3回～]

もとなか まこと

本中 眞

文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官

もりやま せいじ

森山 誠二

静岡県副知事 [～第2回]

やすだ よしのり

安田 喜憲

静岡県補佐官 (学際担当) [第2回～]

やまもと かつや

山本 克也

静岡市副市長

○ 検討経緯等

平成 25 年 4 月 30 日	富士山世界文化遺産登録にかかる イコモス勧告
平成 25 年 6 月 26 日	富士山が世界遺産一覧表に記載
平成 25 年 8 月 7 日	三保松原白砂青松保全技術会議を設立
平成 25 年 9 月 10 日	<u>第 1 回三保松原白砂青松保全技術会議</u> (1) 会議の設立 (2) 海岸保全への取組み経過 (3) 防護、景観等に関する基本情報 等
平成 26 年 1 月 30 日	<u>第 2 回三保松原白砂青松保全技術会議</u> (1) 対策の基本理念 (2) 対策工法の決定 等
平成 26 年 3 月 26 日	中間報告書公表 (知事報告)
平成 26 年 11 月 20 日	<u>第 3 回三保松原白砂青松保全技術会議</u> (1) 突堤の配置、構造検討 (2) モニタリング計画 等
平成 27 年 2 月 3 日	<u>第 4 回三保松原白砂青松保全技術会議</u> (1) 突堤の配置、構造決定 (2) 今後の検討方針 等
平成 27 年 3 月 24 日	最終報告書公表 (知事報告)

